

宇治市新型コロナウイルス等対策行動計画(第2版)最終案 素案からの修正箇所

第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と健康行動

| No. | 修正箇所<br>(最終案のページ) | 意見       | 修正前  | 修正後   | 修正提案      |
|-----|-------------------|----------|--|---|-----------|
| 1   | P 4               | 改定年月日の追記 | <p><b>第2章 第2節</b><br/><b>新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型コロナウイルス等対策行動計画の改定</b></p> <p>政府行動計画は、これらの目標を実現できるよう全面改定され、府行動計画についても、同様に全面改定されたところである。市においても、同様の目的から、政府行動計画や府行動計画の改定内容を踏まえて、市行動計画を全面改定するものである。</p> | <p><b>第2章 第2節</b><br/><b>新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型コロナウイルス等対策行動計画の改定</b></p> <p>政府行動計画は、これらの目標を実現できるよう<b>令和6年7月2日</b>に全面改定され、府行動計画についても、同様に<b>令和7年3月25日</b>に全面改定されたところである。市においても、同様の目的から、政府行動計画や府行動計画の改定内容を踏まえて、市行動計画を全面改定するものである。</p> | パブリックコメント |

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

|   |       |                   |  |   |           |
|---|-------|-------------------|--|---|-----------|
| 2 | P 1 8 | 法的根拠、指定公共機関の名称の追記 | <p><b>第1章 第5節</b><br/><b>対策推進のための役割分担</b></p> <p>指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス等が発生した場合は、特措法に基づき、新型コロナウイルス等対策を実施する責務を有する。</p> | <p><b>第1章 第5節</b><br/><b>対策推進のための役割分担</b></p> <p>指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス等が発生した場合は、特措法<b>第2条第8号</b>に基づき、新型コロナウイルス等対策を実施する責務を有する。</p> <p>◆用語集に、指定（地方）公共機関について下記を記載</p> <p><b>指定（地方）公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を含む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。</b></p> | パブリックコメント |
|---|-------|-------------------|--|---|-----------|

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

|   |       |  |  |  |       |
|---|-------|--|--|--|-------|
| 3 | P 3 6 | <p>・聴覚障害者や視覚障害者への情報伝達方法について</p> <p>・AIの使用について</p>                    | <p><b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b><br/><b>第1節 準備期</b><br/><b>II 所要の対応</b><br/><b>1-4方法</b><br/><b>(2)受け手に応じた対応</b></p> <p>準備期から市民等に必要な情報が届くよう、高齢者、子ども、視覚や聴覚等が不自由な方、日本語能力が十分ではない外国人等に対しては特に、DXの推進等、配慮をしつつ情報提供・共有を行う。なお、積極的に情報収集をしない方々に対しては、プッシュ型の情報提供や共有も適宜実施する。また、わかりやすく理解しやすい情報提供・共有が図れるよう、行動科学の知見の活用等、実行のしやすさやイメージのもちやすさ等について不断に工夫や改善を図り、実効性を高めるよう努める。</p> | <p><b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b><br/><b>第1節 準備期</b><br/><b>II 所要の対応</b><br/><b>1-4方法</b><br/><b>(2)受け手に応じた対応</b></p> <p>準備期から市民等に必要な情報が届くよう、高齢者、子ども、視覚や聴覚等が不自由な方、<b>外国人等に対し、情報の伝達にFAX、ラジオ、インターネット、電子メール等の活用や手話、要約筆記、筆談、点訳、盲訳、拡大写本について手話通訳者等の協力を得るなど情報伝達手段の</b>配慮をしつつ情報提供・共有を行う。なお、積極的に情報収集をしない方々に対しては、プッシュ型の情報提供や共有も適宜実施する。</p> <p>また、わかりやすく理解しやすい情報提供・共有が図れるよう、<b>DXの推進や、行動科学の知見の活用等、実行のしやすさやイメージのもちやすさ等について工夫や改善を図り、実効性を高めるよう努める。</b></p>          | 有識者会議 |
| 4 | P 4 7 | <p>・感染経路にあわせた感染対策の啓発</p> <p>・普段からの感染症対策をするよう啓発</p> <p>・正しい手洗いの啓発</p> | <p><b>第3章 まん延防止</b><br/><b>第1節 準備期</b><br/><b>II 所要の対応</b><br/><b>1 新型コロナウイルス等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</b></p> <p>市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。</p>   | <p><b>3章 まん延防止</b><br/><b>第1節 準備期</b><br/><b>II 所要の対応</b><br/><b>1 新型コロナウイルス等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</b></p> <p><b>市は、基本的な感染対策の普及を図る。</b><br/>また、自らの感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。</p> <p><b>(1)手洗いの習慣化、マスク着用等の咳エチケット、換気、人混みを避ける等の基本的な感染対策について平時より行うよう啓発する。</b></p> <p><b>(2)各施設において、換気設備のメンテナンス、清潔区域と汚染区域の分け方(ゾーニング)や感染リスクを低くする動線など感染経路に合わせた感染対策についても啓発を行う。</b></p> <p>◆資料編に正しい手洗い方法について追加。</p> | 有識者会議 |